

第 13 回 長良川流域新五流総地域委員会 議事要旨

日時：令和 6 年 9 月 4 日（水）14：30～16：30

場所：OKB ふれあい会館第 1 棟 3 階 301 会議室

1 議事

- (1) 規約の改正について
- (2) 長良川流域における総合的な治水対策プランの進捗について
- (3) 市・町の取組・検討状況、課題等について
- (4) その他

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ①「岐阜県で大雨となりやすい気圧配置」 | 【岐阜地方気象台】 |
| ②砂防部局の取組みの共有について | 【県砂防課】 |
| ③「流域治水」の推進について | 【県河川課】 |
| ④「新五流域総合治水対策プラン」の改定に向けて | 【県河川課】 |
| ⑤県内の水辺空間活用事例について | 【県河川課】 |
| ⑥水難事故防止に向けた啓発 | 【県河川課】 |

2 議事要旨

議事（１）規約の改正について

事務局より規約改正案（委員及び幹事会構成員の変更）の説明がなされ、異論なく改正案が承認され、同日付で施行された。

議事（２）長良川流域における総合的な治水対策プランの進捗について

ハード対策（河川整備、耐震化、長寿命化）及びソフト対策について、資料に基づいて事務局より説明があり、具体例として、長良川、内ヶ谷ダム、境川、鳥羽川における河川改修状況が紹介された。これらについて、下記 2 点の質疑があった。

質疑

（藤田委員長）

- ・ハード対策（河川整備）について、「下流からの改修を原則としているため、事業がなかなか進まない」とあるが、進んでいない河川の例と要因について教えてほしい。

→（事務局）

岐阜市内を流れる境川や荒田川は、河川沿いに多くの宅地があり、用地を取得した後に河川改修工事を行うため、用地買収が難航すると事業が進まないことがある。また、岐阜市内は道路網の整備により、河川には多くの橋梁が架けられているた

め、橋梁部の河川拡幅工事に時間を要し、進捗率が伸び悩むこともある。

(藤田委員長)

- ・下流の河川改修工事が完了しないと、上流の工事に着手できないと理解してよろしいか。

→ (事務局)

その通りである。下流からの河川改修が原則になるため、下流が未改修の状態、上流に着手することができない。

(藤田委員長)

- ・特に市街地内の河川改修に伴う用地買収は、関係する地権者が多く、その交渉や調整がうまく進まないことも多いといわれているので、制度の見直し等を検討をしなければならないと感じている。

(藤田委員長)

- ・流域治水対策で少しでも河川への流出時間を遅らせてほしいとのことであるが、豪雨時は道路冠水も頻繁に発生するため、早期解消を要請されることもある。道路冠水を解消させようとする、河川の負担が大きくなることが考えられるが、河川管理者としてはどのように感じているか。

→ (事務局)

境川を例に挙げると、水位が上がると支川から排水がされにくくなるため、排水ゲート拡大等の相談はあるが、境川の改修が進み、多くの流量を受入れられる状況にならない限り、難しいと感じている。そのため、雨水の各戸貯留等、道路や河川に流れ込む量を抑制する対策の強化等、流域全体での治水対策を進めていかなければならない。

議事（３）市・町取組・検討状況、課題等について

市町の取り組み・検討状況、課題等について、岐阜市、羽島市、本巣市の担当者から説明があり、質疑応答、意見交換がなされた。

各市の説明概要や意見交換の主な内容は以下のとおりである。

【岐阜市】

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、「災害リスクの存在を考えたことのない方」の防災意識を高めるため、防災フェア・防災アトラクションを開催したり、地域や学校での防災に関する出前講座を進めている。
- ・さらに、浸水災害や避難などへの理解を深めていただくために、視覚的に分かりやすく伝えることが可能な「3D洪水ハザードマップ」を開発し、出前講座等での教材にするとともに、「岐阜市総合防災安心読本」や「岐阜市ホームページ」からWEBで関

覧できるようにした。

- ・「3D 洪水ハザードマップ」とは、「浸水想定区域図」に基づき、予想される浸水深、家屋倒壊危険区域、避難所などを立体的に表示したもので、自分の住んでいる地域を拡大して確認することも可能であるため、平時に実感しにくい水害時の被害状況を視覚的に分かりやすく確認でき、「自分ごと」として理解しやすい工夫をしている。

【羽島市】

- ・地域住民の防災意識の向上に資する取組として、過去の大災害から得られた教訓である自分の身は自分で守る「自助」を重要視した、市民らの考えに則って制定した「命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例」を、令和 6 年 4 月 1 日に施行した。
- ・条文案の作成には、市内小中学校及び高等学校での 11 回を含む、全 30 回のワークショップを開催し、約 1,400 人の市民から出された多くの意見やアイデアを採用している。ワークショップ参加者の約 60%は小中高生であり、未来を担う子どもの意見が多く含まれている。
- ・今後は、高齢者や子どもの属性に応じた取組を分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、市のホームページでの発信や出前講座、防災訓練で活用し、防災意識の向上とそれによる被害の軽減につなげていく。

質疑

(藤田委員長)

- ・パンフレットの作成など、広報・周知に関する規定は条文に入っているのか。

→ (羽島市)

条文には入っていない。

(藤田委員長)

- ・作成したパンフレットの普及は、これまでの広報活動と同様に進めていくのか。

→ (羽島市)

その通りである。

【本巣市】

- ・令和 3 年度濃尾震災 130 年を契機とし、市内中学生を対象に毎年夏休みを利用してジュニア防災リーダーの養成を始めている。そのステップアップとして防災士資格の取得を勧めている。
- ・令和 4 年度から日本防災士機構より養成機関の認証を受けている本巣市が養成講座を開催し、令和 4 年度は 12 名、令和 5 年度は 18 名の中学生の防災士を養成している。
- ・令和 6 年 3 月、これまで育成した 18 歳以下のジュニア防災リーダーや防災士で構成する「ホープ防災リーダー」を発足し、現在中学生 65 名、高校生 55 名の 120 名で活

動している。これまで、各自治会で開催される防災出前講座での啓発活動や令和 6 年 8 月 25 日に実施した市総合防災訓練の避難所開設訓練に参加した。今後も防災力向上のため、地域で活動をしていけるように支援していく。

議事（４）その他

資料に基づき、関係機関等から情報提供があった。それらの概要は以下のとおりである。その後、議事全体を通じて質疑応答、意見交換がなされた。

① 「岐阜県で大雨となりやすい気圧配置」について

- ・岐阜地方気象台から、「岐阜県で大雨となりやすい気圧配置」の説明がなされた。
令和 11 年度より「ひまわり 10 号」の運用を予定しており、水蒸気量を計測するセンサーを搭載する計画としている。これにより、今まで観測点がなかった海上の水蒸気量を観測できるようになり、線状降水帯や台風進路の予測精度が上がると考えられている。

② 砂防部局の取組みの共有について

- ・県庁砂防課から、令和 6 年 6 月に実施した飛騨市の防災訓練の事例紹介、短時間降雨強度と土壌雨量指数による土砂災害発生危険基準線（CL）の見直し、さばう遊学館設立 30 周年記念シンポジウムについて説明がなされた。

質疑

（藤田委員長）

- ・土砂災害発生危険基準線（CL）の見直しについて、適用除外メッシュとする生活・経済活動の無い範囲についてはどのように考えているか。

→（県砂防課）

例えば、これまで土砂災害警戒情報の発表範囲の対象としていた登山道や山小屋、治山の危険箇所（山地災害危険箇所）は生活・経済活動の影響の無い範囲として除外を考えており、現在、市町村へ意見照会を行っている。

③ 「流域治水」の推進について

- ・県庁河川課から、流域治水の推進の背景となる、長期的な気温の経年変化と将来予測、近年の雨の降り方の変化、それらを踏まえた対策の 3 つの柱である、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について説明と具体的な事例の紹介がなされた。

④ 「新五流域総合治水対策プラン」の改定に向けて

- ・ 県庁河川課から、令和 6 年度中の新五流総のプラン改定に向けて、「流域治水」を「新五流総」に取り入れる方針の検討状況、改定スケジュールの説明がなされた。

⑤ 県内の水辺空間活用事例について

- ・ 県庁河川課から、水辺空間を活用した地域活性化の取組について、まちづくりと一体となったハード整備を行う「かわまちづくり制度」、河川区域内で民間事業者による営利活動が可能となる「都市・地域再生等利用区域制度」の説明がなされた。
- ・ 次いで、前者の計画策定に活用可能な「官民連携基盤整備推進調査費」や県内における水辺空間を活用した事例の紹介がなされた。

3. 全体を通じてのコメント等

以下のコメントがあった。

コメント

(藤田委員長)

- ・ 次期プランの改定に向けて、本日の資料をよく見直していただき、お気づきの点などを事務局に伝えてくださること等により、様々な意見を反映できるよう、委員の皆様には引き続きご協力をいただきたいとお願いしたい。

以 上